

県有林整備パートナー事業実施要項

(趣旨)

第1条 本事業は、趣旨に賛同し寄付をいただいた企業及び団体をパートナーとして、地球温暖化防止など森林の機能の向上を図ることを目的に、県有林の整備や保全を行うものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県有林 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例（昭和三十四年四月一日条例第二十四号）第1条第1項に定める森林をいう。
- (2) 団体 会則を定め継続的活動を行っている複数の個人の集まりをいう。
- (3) 代表者及び役員等 次の者をいう。（非常勤である者を含む）
 - 1) 株式会社等においては、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監査役又はこれらに準じる者
 - 2) 社団・財団法人においては、理事、監事又はこれらに準じる者
 - 3) 任意団体においては、1)及び2)における該当者に準じた権限を有する者
- (4) 森林整備活動 植栽、下刈、枝打ち及び間伐などの森林の手入れをいう。
- (5) パートナー森林 企業及び団体をパートナーとして整備や保全を行う県有林で、知事が適当と認めた「森林整備活動を実施する森林を含む一定の区域の森林」をいう。

(参加対象者)

第3条 県有林整備パートナー事業（以下「パートナー事業」という。）の参加対象者は、企業及び団体（以下「企業等」という。）とし、企業等又はその代表者が、次に掲げる事項（欠格事項）に該当しないこと。（（3）、（4）及び（7）については、役員等を含む）

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団の構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。以下同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (5) 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している者
- (6) 親会社等又はその代表者、役員等が（3）～（5）までに該当する者
- (7) （3）～（6）までに掲げる者と便益の供与、交際等の関係を有する者（雇用又は使用している場合及び業務委託、資材調達等をしている場合を含む）
- (8) 納付すべき税（県税（群馬県）、法人税（法人の場合）、申告所得税（法人でない団体の代表者）、消費税及び地方消費税）を滞納している者

(事業内容)

第4条 パートナー事業として、県が行う事業は次のとおりとする。

- (1) 別表「森林整備パートナー事業整備内容及び基準」（以下「整備基準」という。）に定める森林整備活動
- (2) 企業等へ提供するサービス等
 - 1) 事業によるCO₂の森林吸収量の認証
 - 2) パートナー事業の実施状況の定期的な公表
 - 3) 企業等が自ら森林整備活動を希望する場合、活動場所を提供
 - 4) 企業等がパートナー事業に取り組んでいることを標示する看板を設置する場合、事業期間においてパートナー森林内に設置場所を無償で提供
 - 5) その他企業等からの要請にもとづき、必要な助言、支援及び連絡調整を実施

(参加申込)

第5条 パートナー事業に参加しようとする企業等は、別記様式1により、あらかじめ知事に申し込むものとする。

(協定)

第6条 知事は前条の参加申し込みがあったときは、その内容を精査し事業の趣旨に適合する場合、県有林整備パートナー事業実施協定（以下「協定」という。）（別記様式2）を締結するものとする。

2 パートナー事業の期間、面積、寄付金の額等は整備基準のとおりとする。

3 県及び企業等は、協定の内容について変更の必要が生じた場合、相手方に対して通知を持ってその変更を申し出ることができるものとする。

4 県及び企業等は、前項の申し出を受けたときは協議を行い、必要があれば変更協定を締結するものとする。

5 協定は更新できるものとする。また、同一のパートナー森林において、新規の協定希望と協定更新の希望が重複する場合、現協定締結者との更新を優先する。

6 整備基準に定める植樹タイプの協定期間満了後は、育樹タイプの協定に更新できるものとする。

7 整備基準に定める保全タイプの協定は、植樹タイプ又は育樹タイプの協定期間満了後の協定更新時に選択できるものとする。

(費用分担)

第7条 パートナー事業に要する費用は、企業等からの寄付金により実施する。ただし、看板の設置など企業等が自ら実施する事業に係る経費は、当該企業等が全額負担するものとする。

(寄付金)

第8条 寄付金は知事が定める時期までに納入するものとする。

(看板の設置)

第9条 協定に基づき企業等がパートナー森林に看板を設置する場合、景観及び環境に配慮するとともに、別記様式3によりあらかじめ知事に申し込むものとする。

2 設置場所が保安林及びその他法令等の制限を受ける場合、設置する前に必要な許可を受けるとともに、その許可の写しをすみやかに知事に提出するものとする。

3 協定終了後、すみやかに設置した看板は撤去するものとする。なお、撤去に要する経費は、当該企業等が全額負担するものとする。

4 看板設置について「群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則」（昭和41年8月1日施工）に基づく貸付け契約書等は要しないものとする。

(企業等による森林整備活動)

第10条 企業等がパートナー森林において自ら森林整備活動を実施する場合、協定にその計画を記載するとともに、毎年度森林整備活動を実施する2ヶ月前までに、森林整備活動実施計画書（別記様式4）を提出し、承諾を得るものとする。

2 森林整備活動完了後、すみやかに森林整備活動結果報告書（別記様式5）を県へ提出するものとする。

(入林の取扱)

第11条 この要項に基づく協定の内容を実施するために企業等が県有林内に入林する場合は、「群馬県県有林及び県行分収造林立入者の取扱い要領」（昭和46年11月1日施行）に基づく立入許可は要しないものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行前に改正前の要項の規定に基づいて締結された協定については、なお従前の例による。

別表 森林整備パートナー事業整備内容及び基準

| 事業メニュー | 内 容 | 事 業 対 象 者 | 期 間 | 寄 付 金 額 | 寄 付 金 納 入 方 法 | 備 考 | |
|------------|---|------------------|------|------------------------------|------------------|--------------------------------------|---|
| A. 植樹タイプ | <p>森林の機能向上やスギ花粉対策等を目的に、新たな森づくりを実施する。</p> <p>標準整備内容 地拵え、植栽、下刈、獣害防止、境界管理</p> <p>企業等自ら実施する事業等については、契約者が全額負担する。また、標準整備内容以外の整備を実施する場合、その経費負担について別途協議する。</p> | 事業の趣旨に賛同する企業及び団体 | 10年間 | 森林整備活動面積の1haあたりおおむね5,000千円以上 | 締結時一括払い又は年度払い(注) | 森林活動を希望する企業等に対しては、対象森林をフィールドとして提供する。 | |
| | 1. 新たな森づくりタイプ(樹種転換タイプ) | | | | | | スギ等の花粉対策及びマツクイムシ被害の予防等の観点から、樹種転換が必要な森林について、一斉更新を実施する。 |
| | 2. 多様な森づくりタイプ(複層林造成タイプ) | | | | | | 多様な森づくりを目的に、既存の森林の一部を伐採・植栽し、複層林を造成する。 |
| B. 育樹タイプ | <p>整備の遅れている森林を対象に、森林の機能の回復・向上を図るため、間伐等を実施する。</p> <p>標準整備内容 間伐、除伐</p> <p>企業等自ら実施する事業等については、契約者が全額負担する。また、標準整備内容以外の整備を実施する場合、その経費負担について別途協議する。</p> | 事業の趣旨に賛同する企業及び団体 | 5年間 | 森林整備活動面積の1haあたりおおむね1,000千円以上 | 締結時一括払い | | |
| | 1. 一括払いタイプ | | | | | | 年度払い |
| 2. 年度払いタイプ | | | | | | | |
| C. 保全タイプ | <p>「A. 植樹タイプ」又は「B. 育樹タイプ」により整備した森林を、継続して維持管理し、保全する。</p> <p>標準整備内容 維持管理</p> <p>寄付金については、県有林の管理費等に充当する。企業等自ら実施する事業等については、契約者が全額負担する。また、標準整備内容以外の整備を実施する場合、その経費負担について別途協議する。</p> | 事業の趣旨に賛同する企業及び団体 | 5年間 | 協定森林面積の1haあたりおおむね500千円以上 | 締結時一括払い又は年度払い | | |

※注: 植樹タイプで年度払いを希望する場合は、植栽当該年度までの寄付額の総計が植栽に要する計画額を上回るように、年度額を決定するものとする。

(別記様式1)

県有林整備パートナー事業参加申込書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所
名 称
代表者氏名

県有林整備パートナー事業に参加したいので、次のとおり申し込みます。

記

1 参加の目的

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 内 容

(1) 場 所

(2) 事業種類
(植樹タイプ ・ 育樹タイプ ・ 保全タイプ)

(3) 面 積 h a

(4) 森林整備活動の希望の有無

(5) 標示看板の設置希望の有無

4 寄付額 円 (一括・分割払)

5 パートナー森林につける名前

6 その他

県有林整備パートナー事業実施要項第3条の各号に該当しないことを誓約します。

【添付資料】 (裏面)

【添付資料】

- ・定款、寄付行為、又は規約の写し
- ・申込者が団体の場合は構成員名簿
- ・登記簿謄本（本協議書提出以前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・会社概要又は団体の活動内容がわかる資料
- ・納税証明書（イ及びロに係る対象となる税について、直近1年間の未納のない

ことの証明)

イ 都道府県税の納税証明書(本店のある都道府県で発行した法人事業税、法人県民税)

ロ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(別記様式2)

県有林整備パートナー事業実施協定書

群馬県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、県有林整備パートナー事業(以下「パートナー事業」という。)の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

1 目的 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、甲乙協働で県有林の保全・整備を行うことにより、地球温暖化防止など公益的機能の向上を図ることを目的とする。

2 森の愛称

3 場所 (林小班) (別添位置図のとおり)

4 内容 (植樹タイプ・育樹タイプ・保全タイプ)
別紙実施計画書のとおり

5 期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 対象面積 h a

7 寄付金

(1) 金額 金 円

(2) 納入方法 一括 ・ 分割 払

(3) 納入期日

8 パートナー事業の実施にあたり、甲及び乙は、日本国の法令、条例、規則、県有林の関係規定等を遵守するものとする。

9 甲及び乙は、実施計画書を遵守し、森林の適切な保全・整備を行うこと。

10 甲及び乙は、パートナー事業の写真及び内容を使用できる。ただし、特定の政治、思想、宗教活動などを目的とする宣伝行為にはこれを用いることができない。

11 乙自ら実施する森林整備活動に要する経費は、乙が負担すること。

12 乙がパートナー事業に取り組んでいることを標示する看板を設置する場合、甲は事業期間において本協定の対象森林内に設置場所を無償で提供する。また、看板の設置に係る費用は乙の負担とする。

13 パートナー事業により、生育した立木は、甲に帰属する。

14 乙の責に帰すべき事由により、立木竹その他甲の財産に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償するものとする。

15 乙の活動中におけるケガ・事故等については、甲は一切責任を負わないこと。

16 甲は、乙の要請により、必要な助言、支援及び連絡調整を行うこと。

17 甲又は乙は、協定内容に変更の必要が生じた場合、相手方に対して通知を持ってその変更を申し出ることができるものとし、甲又は乙は、申し出を受けたときは協議に応じなければならない。

18 乙は、名称、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく変更したことを証する書類を添えて、甲に届け出なければならない。

- 19 協定の破棄 甲又は乙は、次の場合に協定を破棄することができるものとする。
- (1) 協定に違反する行為があった場合。
 - (2) 活動区域を公共用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じた場合。
 - (3) 活動区域が、地震、気象害、病虫獣害、火災等、甲乙の過失に基づかない事由による森林被害（以下「天災等」という。）により実施計画の達成が困難となった場合。
 - (4) 乙が暴力団等の関係その他県有林整備パートナー事業実施要項第3条に定める欠格事項に該当することが判明し、事業を継続することが適当でないと認められるとき。
- 20 天災等を受けたときは、その都度甲乙協議して復旧方法等を定める。
- 21 パートナー事業の実施に当たり法令等の制限がある場合、その手続きについて甲乙協議し行うものとする。
- 22 乙自ら実施する森林整備活動にあたり、次の行為を行わないこと。
- (1) 林内での火気の使用。
 - (2) 営利を目的とした林産物の採取や販売。
 - (3) 森林生態系に悪影響を及ぼす行為。
- 23 この協定に定められた事項について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事

乙

注1 協定書には、次のものを添付する。

(1) 別紙 実施計画書

(2) 県有林整備パートナー事業実施計画図

注2 協定締結する時は、別紙の「寄付申込書」を提出してください。

(別記様式3)

県有林整備パートナー事業 看板設置申込書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所
名 称
代表者氏名

県有林整備パートナー事業に係る看板を設置したいので、次のとおり申し込みます。

記

1 土地の所在

2 設置面積

3 設置期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

【添付資料】

- ・設置箇所位置図
- ・設置箇所詳細図
- ・看板構造図（正面図、側面図、平面図 看板の主たる材質）※基礎含む
- ・看板標示詳細図（カラー、または色彩がわかるよう記載すること）

(別記様式4)

年度 県有林整備パートナー事業 森林整備活動実施計画書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

名 称

代表者氏名

県有林整備パートナー事業実施協定にもとづき森林整備活動を実施したいので、計画書を提出します。

記

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 活動期間 | 年 月 日 ～ 月 日 (日間) |
| 参加団体名 | |
| 参加者数 | 人 |
| 参加者の主な構成 | |
| 作業内容 | |
| 作業道具類 | 持参する ・ 持参しない 貸出を希望する場合 () |
| その他希望する活動やその活動に対する県への要望等 | |
| 森林整備活動の代表者氏名・連絡先 | |

(別記様式5)

年度 県有林整備パートナー事業 森林整備活動結果報告書

年 月 日

群馬県知事

様

住 所

名 称

代表者氏名

このことについて、下記のとおり森林整備活動を実施しました。

記

| | |
|----------|-------------------|
| 活動期間 | 年 月 日 ～ 月 日 (日間) |
| 参加団体名 | |
| 参加者数 | 人 |
| 参加者の主な構成 | |
| 作業内容 | |
| その他の活動等 | |

※ 活動状況等の写真を添付して下さい。

寄 付 申 込 書

平成 年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

名 称

代表者氏名

次のとおり寄付します。

寄付金額

円

寄付の目的

「県有林整備パートナー事業寄付金」として